
内閣衆質一九五第八二号

平成二十九年十二月十二日

議院議長 大島 理 森殿

衆

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議員逢坂誠二君提出無人の国境離島地域の保全に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出無人の国境離島地域の保全に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の 「松前小島」は、 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に

関する特別措置法 (平成二十八年法律第三十三号)第二条第一項第一号に規定する領海基線を有する離島

(以下「国境離島」という。) には該当しない。

また、 内閣府において確認している限りでは、 現時点で、 国境離島のうち現に日本国民が居住していな

41 ものに国の行政機関が設置している監視カメラの数は七十五台である。

二について

御指摘 の事案も踏まえ、 引き続き、 関係機関が連携し、 我が国沿岸部の警戒体制を強化するなど、

者対策や領海警備に万全を期すこととしており、必要に応じ更なる対策を検討してまいりたい。

三について

お尋ねの 「無人の国境施設で生じた盗難、 破壊などの被害を補償する公的制度」の意味するところが必

ずしも明らかではないが、 御指摘の事案については、平成二十九年十二月八日現在、 関係機関において事